

岩手県告示第361号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和元年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 八幡平鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年岩手県告示第810号）による更新後の八幡平鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 滝沢市滝沢鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の名称の変更（令和元年岩手県告示第357号）による変更後の滝沢市滝沢鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 葛巻町外川鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年岩手県告示第810号）による更新後の葛巻町外川鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 花巻市戸塚森森林公園鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年県南広域振興局長告示第162号）による更新後の花巻市戸塚森森林公園鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 焼石連峰鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年県南広域振興局長告示第162号）による更新後の焼石連峰鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 宮古市十二神山鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年岩手県告示第810号）による更新後の宮古市十二神山鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7 (1) 名称 山田町船越大島鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年岩手県告示第810号）による更新後の山田町船越大島鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 8 (1) 名称 久慈市侍浜鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和元年岩手県告示第359号）による変更後の久慈市侍浜鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 9 (1) 名称 久慈市山根鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成21年岩手県告示第810号）による更新後の久慈市山根鳥獣保護区の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

10(1) 名称 久慈溪流鳥獣保護区

(2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成21年岩手県告示第810号)による更新後の久慈溪流鳥獣保護区の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。